

FAQ よくあるご質問と回答
中小企業海外展開支援事業～基礎調査及び案件化調査～

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	JICA 以外の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か？	応募可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。ただし、他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案は本事業の対象外となりますのでご留意願います。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	2	基礎調査及び案件化調査では、事業実施に必要な許認可を、相手国政府から取得する手続きは JICA が行うのか？	海外事業実施に必要な許認可は提案法人が取得する必要があります。
全体	3	JICA から海外のコンサルタントを紹介してもらうことは可能か？	JICA は外部人材の直接の紹介はしませんので、貴社にて対応ください。 国内のコンサルタント等の紹介については、JICA が一般財団法人日本国際協力センター (JICE) に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチング窓口を設けていますので、 http://www.consul-matching.org/ を参照ください。
全体	4	JICA から相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等を紹介してもらうことは可能か？	JICA は相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等とのマッチングは行っていません。原則、情報収集は貴社でお願いいたします。
全体	5	報告書について、過去の報告書は閲覧可能か？	以下のページからご確認いただけます。 http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html また、他の ODA 事業における報告書も JICA 図書館等で閲覧可能です。
全体	6	調査期間中のビザ、就労許可証はどの様なものが必要か？	調査期間中に必要なビザについては、貴社にて旅行代理店等を通じて、ご確認ください。
資格要件・提案要件			
金額	7	【案件化調査のみ】 上限額 3,000 万円と 5,000 万円の違いは何か？	原則として 3,000 万円が上限となります。機材の別送を必要とし、対象国における製品の活用可能性を検討する試用を行う場合は 5,000 万円を上限とすることが可能です。
提案者	8	中小企業団体のうち、なぜ 5 団体 (*) のみが対象となったのか？ (*) 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合	本事業の主旨に照らし、共済や金融といった事業を行っている団体 (信用協同組合) や、個別の中小企業を構成員としない団体 (協同組合連合会、商工組合連合会)、法人格を持たない任意グループ (有限責任事業組合) は対象としないこととしたためです。
提案者	9	提案法人が中小企業団体の場合、その構成員に中小企業団体の構成員の大企業を含めることは可能か？	可能です。ただし、提案の調査や事業を行う際の業務主任者は、中小企業団体を構成する何れかの中小企業の役員、又は従業員である必要があります。

重複応募	10	複数国を対象国として応募することは可能か？	原則として1か国を対象国として選定ください。複数国を対象国とする場合は、理由を企画書に記載ください。
重複応募	11	【案件化調査のみ】 既に基礎調査を実施中だが、案件化調査に応募することは可能か？	提案企業（共同企業体の場合その代表企業）が基礎調査を実施中の場合でも、案件化調査への応募は可能ですが、両事業の契約期間が重なることは原則として認められません。ただし、両事業間の対象国、提案製品・技術が異なる等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではありません。
重複応募	12	同時期に募集される他の JICA 事業に同様の事業を重複して提案することは可能か？	提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）は、最も親和性の高い一つの事業に応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他事業に応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。
提出書類・企画書等			
企画書	13	企画書にて、フォーマット以外で必要と判断される資料（地図、写真等）を提出した場合は、どのように取り扱われるか？	審査の公正を期すため、審査委員には企画書及び別添 1～4 のみを配布し、その他の資料は配布しません。地図、写真等の提示が必要な場合は、企画書本文の制限内で記載いただく必要があります。
企画書	14	地元経済・地域活性化への貢献とはどのようなものか？企業本社所在地の地方が対象となるのか？ また、今回の提案事業の後のビジネス活動も含めた貢献を記載することは可能か？	必ずしも企業の所在地に関係なく、提案事業を実施した際に想定される日本における貢献（提案企業の雇用創出/新規事業開拓、事業提案者が属する産業集積（クラスター）の活性化、地方自治体との連携強化等につながるか）を記載願います。 例えば、本社とは異なる地方にある都道府県の工場等で提案製品・技術を生産することにより、雇用増大や対象地域の経済振興の活性化につながるといったようなことも記載頂いて結構です。 また、提案事業の後に展開するビジネス活動もその旨明記して含めていただいて結構です。
企画書	15	「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」において、該当 WEB ページには「活用が想定される製品・技術・ノウハウ」が国の名前と共に記されているが、国名は例であり、同じ課題を持つ他国でも適用されるという理解で正しいか？	国名は例ではなく、掲載している国での課題として活用が想定される製品・技術・ノウハウが提示されています。その他の国では別の課題が設定されておりますのでご確認ください。
提出書類	16	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に関心表明書を提出すべきなのか？	構成会社全てについて連名でご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の社名を記載ください。
提出書類	17	会社（団体）概要 は、会社案内など製作物がない場合には、HP のプリントアウトを代用してもよいか？その他、代替品がありましたら教えてほしい。	HP のプリントアウトで構いません。その他代替品ですが、団体の概要が分かる書類等があれば添付してください。

提出書類	18	先方機関より協力レター等を得ている場合、応募にあたり同レターを応募書類に添付できるのか？	企画書は15ページで設定されており、企画書の別添書類としてレターを添付することはできません。企画書本文に画像で貼り付けることは可能です。
調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	19	【案件化調査のみ】 ODA 案件化で想定される相手国実施機関は、政府系機関でなく民間企業でもよいか？	公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例：国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
調査実施国政府関係機関	20	【案件化調査】 企画書の段階で、相手国政府の本提案に関する感触を記載することは加点対象となるか？	「実現性」という点で評価される可能性はあります。
調査内容(分野、調査期間・実施体制・人材配置等)			
分野	21	調査対象分野の原則となっている9分野に入らない分野での提案は出来るか？	応募を妨げるものではありませんが、審査に当たっては調査実施国の開発課題との整合性を重視します。企画書等の区分は「その他」を選択してください。
業務従事者	22	採択から契約までの間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	やむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員として、変更可能です。但し、業務主任者とチーフアドバイザーは、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、原則として交代は認められません(契約履行開始後にやむを得ない理由により、業務主任者が変更となる場合は契約変更が必要となります)。
業務従事者 (外部人材)	23	国籍が日本国である必要があるのか。外国籍の人でもよいか？	外国籍の方も業務従事者、外部人材の対象となります。事業計画を立てる際、外部人材とするのか、現地備人とするのか、業務に応じご検討ください。
現地法人	24	提案調査実施中に現地法人を設立することは可能か？	調査実施中の現地法人の設立は妨げません。
本邦受入	25	【案件化調査のみ】 本邦受入活動費は、現地への技術移転を検討する現地民間企業の人材は受入対象となるか？	本邦受入活動の対象は、原則、調査対象国政府関係機関の人材です。 民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、調査対象国政府関係機関からの了解を得られる場合は、受入対象とすることが可能です。その場合は、当該民間企業所属の人材にかかる本邦受入活動費が計上可能です。
本邦受入	26	【案件化調査のみ】 本邦受入活動として受け入れる人数に上限はあるのか？また、経費対象となる費用は何か？	上限は特に設けておりませんが、受け入れる人材、人数が妥当なのか分かるよう企画書に記載願います。 なお、経費対象は航空賃及び本邦受入活動業務費のみになります。 また、受入の3か月前までに、内容について先方機関の理解を得た上で、所定の手続きにより本邦受入活動参加候補者を先方機関が選出する必要があります。
本邦受入	27	本邦受入活動を外部機関へ委託することは可能か？	本邦受入活動の外部への委託は認めておりません。

製品	28	【案件化調査のみ】 調査で現地に輸送した機材を調査終了後調査地に残しておくことは可能か？	自費で持ち込むのであれば可能です。本事業の経費として輸送費を計上するのであれば持ち帰る必要があります。なお、消耗品等については、その妥当性を JICA が認めた場合に限り片道輸送を許可する場合があります。
経理関連（予算・見積り等）			
計上可否	29	機材の据付に係る経費は計上可能か？	基礎調査、案件化調査では、機材据付に係る経費は計上できませんが、普及・実証事業では計上できます。
計上可否	30	事業費として計上できない項目（管理費で対応すべき項目）にはどういったものがあるか？	直接費として計上可としていない経費については、管理費で対応してください。 管理費での対応が必要な経費の例： ・事業対象地（事業サイト）でセミナー・セミナー開催時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・JICA に提出する報告書等の印刷・製本費
計上可否	31	渡航の際の予防接種、携帯や PC 等の機器関係、通信費についても経費として認められるか。認められる場合、所定の見積金額内訳書のどこに記載すべきか？	直接費として計上可能な費目としてないため、これらの必要な経費は管理費での対応となります。ただし、管理費については、所定の見積金額内訳書に内訳を記載する必要はありません。
旅費	32	航空賃の見積は、ディスカウントチケットでもよいか？	復路が変更可能な正規割引運賃で見積もっていただくことを原則としています。 経費削減のため、予約変更不可の格安航空券を使用することも可ですが、これを万一キャンセルすることになった場合、使用しなかった航空券は精算の対象とはなりません。こうしたリスクがあることにはご注意ください。また、格安航空券であっても IT チケットなど E チケット上に航空運賃が記載されない種別のチケットは、料金の妥当を確認できないため利用を認めておりません。旅行会社に依頼される際はご注意ください。
事業提案者の不正行為防止について			
不正腐敗情報相談窓口	33	不正通報は外務省など政府関係部局と情報共有しているのか？	不正腐敗に該当する事案については、外務省と適切な形で情報共有することとしています。通報者保護を前提としています。
違約金	34	コンプライアンス・プログラムに係る違約金の対象となるか？	本事業は外国公務員に対する贈賄に係る違約金の適用外となります。これは現行業務委託約款（第 22 条の 2）に記載されています。